平成26年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年1月27日(月)

場 所 教育委員会室

- 出 席 者 教育委員会 委員長 外 松 和 子 同 委 員 内 藤 幸 子 同 委 員 安 藤 睦 美 同 委 員 安 藏 誠 市 同 教育長 河 口 浩
- 議 題
 - 1 議案
 - (1) 議案第2号 平成26年度練馬区教育委員会教育目標の制定について
 - (2) 議案第3号 平成26年度教育関係当初予算案について
 - (3) 議案第4号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則
 - (4) 議案第5号 練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規 則
 - (5) 議案第6号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
 - (6) 議案第7号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する 意見について
 - (7) 議案第8号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について
 - 2 陳情
 - (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について 〔継続審議〕
 - (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
 - (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する 陳情書 〔継続審議〕
 - (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書 〔継続審議〕
 - (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
 - (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを 求める陳情〔継続審議〕
 - 3 協議
 - (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

- 4 報告
 - (1) 教育長報告

区立学校への民間警備員の派遣事業(試行)について 知的障害学級における小中一貫教育推進方策(案)について 平成26年度学校給食費の改定について 学校給食の放射性物質検査結果について 平成26年第一回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について 練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査集計結果について 認可保育所および認証保育所等の整備について 「練馬区成人の日のつどい」の実施結果について その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について その他

開	会	午前	10時00分
閉	会	午後	0時10分

会議に出席した者の職・氏名

	·						
教育振興	郡		榮	作			
こども家	堀		和	夫			
教育振興部参事教育総務課長事務取扱			田	高	幸		
教育振興部教育企画課長			生	慶─	一郎		
同	学務課長	内	野	ひろみ			
同	施設給食課長	山	根	由美子			
同	教育指導課長	堀	田	直	樹		
同	総合教育センター所長	伊	藤	安	人		
同	光が丘図書館長	加	藤	信	良		
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱			村	勝	E		
こども家庭部保育課長			井	和	Ż		
同	保育計画調整課長	杉	本	圭	司		
こども家庭部参事青少年課長事務取扱							
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱			里	伸	Ż		

傍聴者1名

委員長

おはよう。ただいまから、平成26年第2回教育委員会定例会を開催する。 それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案7件、陳情6件、協 議1件、教育長報告9件である。

(1) 議案第2号 平成26年度練馬区教育委員会教育目標の制定について

委員長

初めに議案である。

議案第2号 平成26年度練馬区教育委員会教育目標の制定についてである。それでは、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

前回の委員会でも言ったが、教育目標を見直すことは重要だと思うが、必要以上の変 更はしないほうがよいと思うので、これでよいと思う。教育委員会として、この目標を 達成するために努力し、現場をサポートしていければよいと思う。

委員長

ほかにはいかがか。

内藤委員

私も、全体はこれでよろしいと前回も申し上げた。ただ、1点少し気になるところが ある。「基本方針」の1の「すべての区民が」という文言である。子供が対象になる教育 委員会において「すべての区民が」という表現は矛盾しないか。この間お話ししたとこ ろである。その件については、どのように説明するのか。

教育総務課長

教育委員会については児童生徒が主になるところであるが、その中で人権尊重につい ては保護者の方々、あるいは地域の方々にご理解いただくのも1つの役割である。人権 尊重の部分については「すべての区民」という文言を掲げさせていただいたところであ る。

委員長

いかがか。

内藤委員

自分で言いながら自分なりに、どういうことかと考え直して、この文言については全

体にかかることと理解している。教育委員会が子供たちに対するさまざまな施策をする ときに、この人権尊重の理念をまず基本に踏まえて行うことによって、それが全ての区 民にも伝わっていくというように解釈すればよいのかと自問自答して、そのように思っ ている。

委員長

ほかにはいかがか。

安藏委員

私も前回のものを確認して、前年度と変わっていないので、これでよろしいのではないかと思う。

委員長

教育長、どうぞ。

教育長

前回も申し上げたので繰り返しはしないが、教育目標は我々がこれから仕事をしてい く上で基本的な示しであるので、毎年変えるものではないと思う。状況が大きく変化す る場合には当然見直しをすべきだと思うが、今回の教育目標については25年度の教育 目標を踏まえて26年度もやっていくという決意を新たにしつつ、文言としてはこれで よろしいのではないかと思う。

委員長

前回の協議での意見交換を踏まえて、さらに本日、確認ができたと思う。それでは、 ここでまとめたいと思う。議案第2号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、議案第2号については、「承認」とする。

(2) 議案第3号 平成26年度教育関係当初予算案について

委員長

次の議案である。議案第3号 平成26年度教育関係当初予算案についてである。こ の議案については、私立幼稚園に関する予算案が含まれている。安藏委員は練馬区私立 幼稚園協会副会長を務めているので、直接、利害関係がある案件になるかと思う。どの ように関与すればよいか。この件について事務局から説明することがあれば、お願いす る。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第5項に、教育委員会の会議の あり方について規定がある。この中で「教育委員会の委員は、自己、配偶者もしくは三 親等以内の親族の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者の従事する業務 に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」とされ ている。「ただし、他の委員の同意があるときには会議に出席して発言することができる」 と規定されている。この議案については私立幼稚園に関する予算案が含まれているので、 練馬区私立幼稚園協会副会長を務めている安藏委員におかれては、私立幼稚園に関する 予算案については直接、利害関係があるという案件になっている。

具体的には資料2の11ページの一番下の4の「幼稚園費」の「教育振興費」に係る 部分。それから、12ページにある2番の「保育委託費」の7番「幼稚園在園児預かり 保育経費」、9番の「認定こども園経費」、11番の「認可保育所移行促進等事業経費」、 こちらについては利害関係がある。しかしながら、この議案については私立幼稚園に関 する予算案を含め、教育に関する予算全体を審議するものである。そこで、他の委員の 同意が必要となるが、安藏委員にも会議に参加していただいた上で私立幼稚園に関する 予算案を含め、予算案全体のご意見、ご質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を 採決する際にはご退出いただくという対応が望ましいのではないかと考えているところ である。

委員長

ありがとう。確認させていただく。ただいま事務局より、この議案については私立幼 稚園に関する予算案を含め、教育に関する予算案全般を審議するものであるために、安 藏委員にも会議には参加していただいた上で私立幼稚園に関する予算案を含め、予算案 全般にご意見、ご質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を採決する際に退出いた だくという提案があった。いかがか。

教育長

今、教育総務課長が説明した中身でよいのではないかと思っている。

委員長

よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

また今後、安藏委員が練馬区私立幼稚園協会副会長在任中に審議する私立幼稚園に関する案件については今回と同様に、委員の方々の同意を得て安藏委員にも会議に参加し

ていただいた上で採決に加わらないということにしたいと思うが、いかがか。

委員一同

結構である。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。 では、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

内藤委員

感想になる。まず1ページの「学校安全安心対策の充実」についてであるが、これは、 子育てのニーズ調査の中で保護者の方の要望として、通学路の安全や不審者が気になる となっていた。第1位で81%近くの方が一番気になるということが挙げられていた。 そのような面からも、新しい事業が試行という形ではあるが、民間の警備員を配置した り、スクールガードリーダーの派遣を行ったり、いろいろな形の事業が行われることは、 保護者にとっても子供にとっても学校にとっても大変安心でき、心強いことだと思う。

それから、4番の「小中一貫教育の推進」については、今度2回目のフォーラムを行うことになると思うが、1回目のフォーラムの後、区内の学校でどのような取組が見られるか、大変期待でき、これもよいことだと思う。

6番の「学校教育支援センターの開設に伴う教育相談事業の充実」に関しては、練馬 フレンドの事業が少し停滞気味だったが、拡充して学校と家庭の間をつなぐ役割をして くれる人がこの制度の中で推進されていくということは大変望ましいと思う。これも大 変よいと思う。

それから、2ページの10番の「特別教室等への空調機の設置」についてであるが、 近年、異常気象ということもあり暑くなるのも早くて、いつまでも暑さが続くというこ とである。大変長期間にわたって暑い時期があるので、特別教室に空調機を入れるとい うことは必要な時期に来ていると私も感じているところである。

それから、17、18、19、20と一連の事業であるが、これは待機児童解消ということであるが、これで一気に待機児童を解消できるのではないかという期待が持てる事業である。大変結構なことである。

それと、23、24と若者向けの事業も今まであったものをさらに充実するという形である。これも結構なことである。その次の4ページの「放課後子どもプランの推進」 というところに「夏休みの居場所づくり事業を6か所に拡大」するとあった。これもニ ーズ調査の中にたくさん出ていたが、夏休み中にも学童クラブや広場事業を実施してほ しいという声が大変強かったように思う。これもニーズに応える事業であると思う。大 変結構なことである。

以上、何点か挙げたけれども、教育委員会の中で大変課題になっていることについて 具体的な対応策がとられていると感じた。大変よかったと思っている。

安藤委員

内藤委員がいろいろと触れたので繰り返しになることは言わないが、本当にいろいろ なことが充実していくと感じた。

質問がある。小中学校の「特別教室への空調機の設置」であるが、私もよかったと思った。暑い時期は授業の方法を工夫するなど、これまで先生方の協力より、暑さをしのいでいらっしゃったと思うが、温暖化となると対応が難しい。全校の特別教室となると相当な数になるかと思うが、これは一度に全て設置してこの金額なのか、それとも何年かかけてということなのか、教えてほしい。

それからもう一つ。「若者サポートステーションの充実」というところであるが、「就 労等の自立支援」となっているが、社会との接触が少ない若者へのサポートが必要だと 思うが、そのような予算もこの中に含まれているのか。また、そのようなことに対して どのようなアプローチ法を考えているのか。今の時点で考えがあったら教えてほしい。

委員長

2点あった。まずの空調に関してお願いする。

施設給食課長

「特別教室等への空調機の設置」と書いてあるが、工事で設置するということではな く、想定しているのは、リースで設置したいと考えている。特別教室でエアコンが入っ ていないものについては全て、エアコンの入っていない給食室についても全て、これを 10年リースという形で想定している。そのリース料の26年度分について予算を計上 させていただいている。

また、幼稚園の保育室についても、リース料の26年度分について予算計上させてい ただいている。

安藏委員

設置は今年度か。

施設給食課長

26年度中に全て設置をする予定である。

委員長

それは本当によかった。皆さん、大変喜ばれると思う。

青少年課長

「若者サポートステーションの充実」についてである。社会との関わりの少ない方への支援ということであるが、去年も試行的に行ったが、地域若者サポートステーションで体験型の就労訓練を行ってみたり、実際の職場でさまざまなことを体験してみたり、現在、企業の協力を得て行っている。

それから、家族の相談、心理の相談などさまざまな相談があるが、社会との関わりが 持てない方について、ご本人、それから、家族へ支援を行っていきたいと考えている。 今後、NPOとも内容について十分詰めてまいりたいと考えている。

委員長

ありがとう。1対1の対応が必要になることも多いと思うので、よろしくお願いする。 ほかにはいかがか。安藏委員。

安藏委員

私も内藤委員がほとんど話していただいたので特にはないが、「放課後子どもプランの 推進」ということで「夏休みの居場所づくり」が挙げられている。私が関わっている小 学校でも実施したが、通常の形態と夏休みの特別な形態があり、ルールが異なる。夏休 みだけ使う子供たちのルールが違ってしまうとまた混乱するのではという思いがあった が、実際やってみて特に問題点が挙がっていなかったので、よかった。

教育長

お褒めの言葉をいただいたように思う。ただ、練馬区の予算としては、おそらく過去 最高額の予算だと思う。そのような中で教育予算を編成してきたわけであるが、その一 方で締めるところは締めるということもやらざるを得ない。したがって、各学校への予 算の見直しということもやっている。各学校には、しっかりと教育を行うための予算、 教育環境を整備するための予算はつけているが、より一層、予算の執行に関して努力を お願いしなければならない部分もあるということを、一言お話しさせていただきたいと 思っている。

安藤委員

歳入のほうで1点。5ページである。「学校使用料」の「学校設備使用料」が皆減になっている。その理由を教えてもらいたい。それから、歳出のほうで9ページの「特色ある学校づくり推進経費」が皆減になっている。その理由も教えてもらいたい。それから、これはこれまで学校が取り組んできた特色ある学校づくりへの支援へ使われていたものだと思うが、これからどのようになっていくか。それから、同じ9ページの「『心の教育』 推進経費」が大幅に増加になっている。これはどのような内容を予定しているのか教えてもらいたい。それから、11ページの「中学校費」の「臨時職員経費」も359.6%と大幅増であるが、こちらについてのご説明をいただきたい。

内藤委員

関連して。

私は、9ページの「特色ある学校づくりの推進経費」についてであるが、安藤委員か らも質問があったが、これは長い間取り組んできた事業で、各学校の特色として定着し ているものである。教育課程にも位置づけられていると思うが、予算がなくなったこと により取り組めなくなるということは大変困った状況でないか。代替措置というか、ほ かの配当の仕方があるのかどうか、安藤委員の質問にあわせて具体的にご説明いただき たい。

委員長

質問がかなり出た。それでは、5ページのほうからお願いしてよろしいか。 5ページの「教育使用料」の中の「学校設備使用料」の皆減である。

教育総務課長

こちらについては、本来、使用料ということで計上すべきところであったが、計上が 漏れてしまったので、ゼロになっている。実際入ってくれば歳入として受け入れること になるので、予算上、入ってくるべきお金の計上が漏れてしまったということである。

安藤委員

25年度は予算として計上が漏れてしまったのか。

教育総務課長

25年度は、予算としてこれだけ入ってくるということを計上していたが、26年度 は予算上計上するのを忘れてしまい、ゼロになってしまったということである。実際、 のところは、使った分だけ入ってくる。当初予算では計上を忘れてしまったということ である。

委員長

やり繰りする上では問題ないと解釈してよろしいということか。

教育総務課長

歳入であるため問題ない。

委員長

わかった。

9ページの大きな2番の「学校教育総務費」のところである。「特色ある学校づくり推進経費」についてお願いする。

学務課長

こちらの経費については平成14年から項目立てをして、各学校に一律に配当して、 特色ある学校づくりに資する予算として配当してきたものである。10年を経過して、 その中身、支出の科目について精査してまいった。大きく、この執行の6割の部分が外 部講師や指導をお手伝いしてくださる方への謝礼、費目で言うと報償費が6割になって いる現状があった。それとあわせて一般需用費という、細かいものを購入する費目が多 い現状があった。また、その経費の中で通常の教材、行事等とあわせて支出していると いう部分も見られているので、財政当局とも調整を行った結果、一律に経費を配当する という方式ではなく、その中身をさらに教育委員会としても精査して支出するようにと いうところもあった。

検討した結果、項目としては計上せずに、先ほど申し上げた外部講師や指導員の報償 費については、全てではないが、その中身も精査していただき、研修の費目とあわせて、 一部そちらに移行している部分がある。

それと、これまで各学校現場からもご要望が多くあった、学級経営に資するために配置している学校生活支援員である。こちらも例年、予算が足りなくなり補正で対応している部分もあったため、一部、そちらのほうに経費を移行している。

したがって、特色ある学校づくりの経費としては計上していないが、これまでの学校 経営、それから、指導に資する部分については、学校配当予算の中で取り組める。学校 にもご協力いただきながら教育委員会とも調整して、来年度は計上しないということで、 このような形をとったところである。

委員長

ただいま説明があったが、ご意見はあるか。

安藤委員

内容については、よくわかった。これは、今後特色ある学校づくりを後押ししていか ないということではないと理解してよいか。

学務課長

学校は配当した中でどうしてもというところがあれば、一部、保留している部分があ るので、それを向けていくということで、今後、ご説明していきたいと考えている。

委員長

内藤委員はいかがか。

内藤委員

わかった。

委員長

特色ある学校づくりをやめるということではなく、意欲をそぐこともないということ がわかったので、少し安心した。

次は9ページの下のほうである。8番の「『心の教育』推進経費」がかなり増えている。

学務課長

こちらの経費については、例年、小動物を飼育している小学校を対象に、3年に一遍、 その学校に行って、飼育の指導や飼育小屋等の環境整備について、練馬区の獣医師会に 委託していた。それとは別に治療費を学校に配当していたが、学校からすると、小動物 への治療が行われていない。本当に具合が悪くなって亡くなってしまうケースがあり、 その配当の中でのやりくりが、学校の先生方に浸透していないということがあった。学 校現場で早く治療に連れていったり、環境を整えて病気が発生しないように飼育したり、 事前に近くの獣医に相談に行くような体制をとっていきたいということから予算をプラ スした。これは今まで治療費として学務課で配当していた部分であるが、それとあわせ て、これまで行ってきた各校への研修であるとか、そのようなものを一本的に獣医師会 にお願いして、効率的な飼育動物への対応を先生方へ研修するというような取り組みを 充実させていこうということである。このように予算を移行したため増になっている。

委員長

ありがとう。 それでは、教育総務課長。

教育総務課長

11ページの中学校の「臨時職員経費」の増である。昨年度400万弱のところが今 年度1,700万ほどということである。こちらの臨時職員経費については、学校の教育 職員等の産休代替のときの臨時職員のほかに、事務補助等について、こちらの経費で賄 っているところである。東京都のほうから、就学援助関連の事務をやる場合には東京都 で臨時職員を区で雇った場合は補助する制度ができたので、それに見合う分について経 費を計上させていただいた。このような形で増えている。

委員長

ありがとう。

内藤委員

「特色ある学校づくり推進経費」のことであるが、皆減になるということは、来年度 からは、この項目も載らなくなるということか。

ちょうど同じ額で見合うのが11ページの一番下の「幼稚園費」の「教育振興費」の 増である。金額は3,521万3,000円である。幼稚園が廃園になって経費が少なく なる中で教育振興費が増えているということは、幼保小との連携ということか。予算が 増えている理由を教えてほしい。

学務課長

教育振興費については、助成の部分である。私立幼稚園に対しても、身障児の委託で あるとか通信費、それにかかわるシステムの補助ということで、来年度の児童数をかん がみて増になっているところである。

教育総務課長

この「特色ある学校づくり推進経費」が3,100万ほど減になり、11ページのほう が3,500万ほど増になっているが、その増減について直接関係性はないとご理解いた だければと思う。特色ある学校づくりの推進経費については、先ほど学務課長からも説 明があったとおり、教育委員会としては、特色ある学校づくりを推進していくことにな っているが、予算の事務事業の総点検という中で各学校への一律配当方式での予算の執 行のあり方を見直すべきと言われたところから、この事業で計上しない。学務課長が説 明したとおり、現在の配当予算や、報償費などを活用して、これまでと同様にといかな いところもあるが支援していく。経費的にはこれまでと同様といかないが、支援してい くとしているところである。

予算上の項目からは、この経費自体がなくなるが、それにかわるものは別のところで 対応していく。対応していく中でも、一律配当方式ではなくて、その事業の中身等を十 分踏まえながら対応していくというふうにご理解いただければと思う。

内藤委員

せっかく定着しているものであるから、ぜひそのようにお願いしたいと思う。

安藤委員

予算がなくなってしまうと、例年やっている事務事業等の見直しの中で埋没していっ てしまうので注意してもらいたい。できるだけ、考え方や推進というところは残してい ってほしい。

委員長

本当に、今、委員の方から、ここは大事な部分なのでというご意見が出た。また、学 校現場でも意欲が減退するなどということがないように補助していかなければならない から、それだとわかるような言葉として含めておいていただくとか、そのような工夫も お願いできたらと思う。

ほかにはいかがか。

それでは、大分ご意見をいただいたが、ここでまとめたいと思う。

まず、私立幼稚園に関する予算案について採決する。具体的には、資料2の11ページにある4「幼稚園費」の2「教育振興費」、そして12ページにある「こども家庭費」の2の「保育委託費」、7の「幼稚園在園児預かり保育経費」、9の「認定こども園経費」、11の「認可保育所移行促進等事業経費」となる。これらの予算案については安藏委員に直接利害関係がある予算案であるため、一旦ご退室いただく。

安藏委員 退室

委員長

ただいま申し上げた私立幼稚園に関する予算案について、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案は「承認」とさせていただく。 では、安藏委員に入室いただく。

安藏委員 入室

委員長

では、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案について、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

今回、私立幼稚園に関する予算案と、それに関する予算案以外の予算案を個別に採決 したが、それぞれ「承認」となった。議案第3号については「承認」とする。

(3) 議案第4号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則

委員長

では、次の議案である。議案第4号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則に ついてである。それでは、この議案について説明をお願いする。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

とても丁寧に説明していただいたので特に質問はない。施設の使用料が書いてあるが、 体育館と運動場に関しては3時間ごとの区切りとなっている。3時間の場合、この3倍 かかるということか。それとも、3時間分の使用料ということか。

総合教育センター所長

施設の使用料については、条例の中でこのような額で定められているので、参考に記載させていただいた。1時間掛ける使う時間となるので、3時間枠の場合、掛ける3という計算をすることになる。

安藤委員

ありがとう。

内藤委員

施行規則は大変きめ細やかに決められていて、円滑に進められるだろうと思った。利 用者の対象によって減免措置なども大変細かく分けてあったり、施設設備の状況により 利用の枠にしてみたり、時間でやってみたりというように、利用する方々のニーズに沿 うように規則がつくられている。結構かと思う。

委員長

昨今、区民の方たちは非常に活発に多種多様な文化活動をやっているので、使用料が 少しでも安くならないかという思いがあり、区内の他の公共施設も調べてみた。すると やはり、古い集会所は確かに安いことは安いが、ある程度しっかりとした建物でいろい ろなことに対応できるということになると、ほぼ同様の金額であった。やはりここで提 示されている額は妥当であると思った。

使用時間帯の考え方であるが、おそらくインからアウトまでということを想定されて いると思う。初めから準備を万端にして、部屋に入って使わせていただき、そして片づ けもきちんとして、次の方に引き渡す、基本的にはそのような考え方と使い方というこ とでよいか。

総合教育センター所長

おっしゃるとおりである。1時間の枠の中でも、そのような対応をお願いする。特に、 体育館と運動場については着替えの時間や片づけの時間も入っているから、そのあたり も見込んでいただき、一定の時間帯の幅が必要であると考えている。

委員長

ありがとう。ほかにはいかがか。 それでは、ここでまとめたいと思う。議案第4号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第4号にいては「承認」とする。

(4) 議案第5号 練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第5号 練馬区教育委員会施設予約システムの利用に関する規

則の一部を改正する規則についてである。それでは、この議案について説明をお願いす る。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ただいまの説明で、納得いったのではないかと思う。何かあるか。ご意見、ご質問あるか。

内藤委員

特にない。

委員長

それでは、今の説明で皆、納得した。議案第5号については「承認」とする。

(5) 議案第6号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第6号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の 一部を改正する規則についてである。この議案について説明をお願いする。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

内藤委員

初めにスクールソーシャルワーカーの職務内容はどのようなものか質問をしたかった が、先ほど大体説明があり、これからつくり上げていく部分もたくさんあるという印象 を受けた。とにかく、学校のスタッフだけではやり切れない、保護者や関連機関との交 渉や、それらをうまくつないでいくために仕事をしてくれると理解した。

いずれにしても、従来の心理教育相談員や学校巡回相談員の任用資格のバージョンア ップを図って、専門性をより高めていくという方向は大変望ましいことだと思う。その 上で、このようなスクールソーシャルワーカーの仕事をしていただくということは、保 護者にとっても子供にとっても学校にとっても、大変ありがたいことだと思う。不登校 で悩んでいる子供や、いじめ等もあると思うが、学校だけではなかなか対処し切れない 部分もある。大変大きな支援となっていると思う。

心理教育相談員と学校巡回相談員はスクールソーシャルワーカーと同じ仕事をするよ

うになるわけだけれども、その色分けみたいなものがあるのか。ケースによって、担当したことによって、どのような仕事に比重がかかるのか、そのあたりのところに両者の 違いはあるか。スクールソーシャルワーカーとしての職務のときに使い分けがあるのか。 また、人数的には増やす方向になっていくのかということを伺う。

総合教育センター所長

ご質問を2ついただいたが、関連するので仕組みをご説明させていただく。 これまでの間、スクールソーシャルワーカーは、他の自治体のお話を聞いたり、資料 等も集めたり、いろいろな研究、調査を行ってきたところである。スクールソーシャル ワーカーが先行して入っている自治体で一番困っているのが、1人で学校、関係機関と つながり、話を聞いて動くことが大半で、非常に負担が大きいということである。また、 1人の能力は一定程度限られてしまう。そのようなことが非常に大きく、非常に負担感 が大きいということが、スクールソーシャルワーカーの業務として課題とされていると ころである。

私どもはスクールソーシャルワーカーを今のところ3人程度配置したいと考えている。 これは学校訪問の実績等から数字をはじき出すと、大体3人ぐらい必要であると思って いる。1人で対応するのではなく、学校からお話をいただく中で、例えば事務方も含め て学校の状況把握に行って、心理教育相談員の領域がスクールソーシャルワーカーとい う動きになるのか、学校巡回相談員の関係がよいのかということを、その段階で振り分 けたいと考えている。

また、スクールソーシャルワーカーとなる心理教育相談員を、そのほかの学校巡回相 談員や心理教育相談員が手助けをするというような仕組みをつくっていきたいと思って いる。

また、都費の先生が私どものスタッフとしているので、事務や、学校との調整も含め て、チーム体制で動いていくと考えている。その仕組みについて、先ほども少しご紹介 申し上げたが、数校の校長先生からお話をいただきながら仕組みづくりを整えていると ころである。

委員長

私も少し内藤委員と同じような角度になるが、この改正によって今まで仕事に従事し ていた者が資格上不適切となって、新しい学校教育支援センターで仕事ができない人が 出てきたり、新たにこの資格を有した人を募集したりするのか。そのあたりのことを教 えてもらいたい。

総合教育センター所長

結論的には、そのようなことはない。今現在も十分に、学校巡回相談員の方々と、一 人一人丁寧に面接をやらせていただいて、複数回会ったうえで資質を把握というか認識 しているところである。心理教育相談員についても同じである。そのような意味からす ると、今のところ、十分に改正後の任用資格を上回る力量、資格を有している方々ばか りである。ただ、現在の規則そのものが少し古い規定となっているので、改めたという ところもある。

委員長

よろしいか。それでは、ここでまとめたいと思う。議案第6号については「承認」で よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第6号については「承認」とする。

(6) 議案第7号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意 見について

委員長

次の議案である。議案第7号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべ き事件の議案に関する意見についてである。この議案については、教育長に直接利害関 係がある案件であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の 規定により、教育長はこの議事に参与することができない。したがって、一旦ご退室い ただきたい。よろしくお願いする。

教育長 退室

委員長

それでは、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

内藤委員

私も委員をさせていただいて5年目になるが、この間減額ばかりで、1回も増額ということはなかったと大変心苦しい気もする。しかしながら、報酬審議会の答申を尊重し、いたし方ないのかなと思う。賛成である。

安藤委員

年中行事のように毎年、教育長の給与が下がっていくような気がして、そして年中行

事のように、下げることはいたし方がないことと、繰り返し申し上げている気がする。 ここに書かれているように報酬審議会の答申を尊重するが、改めて残念であり、優秀な 方が公務員からいなくなってしまうのではないかという懸念があるということを申し上 げたいと思う。賛成する。

安藏委員

特にない。

委員長

私も一言だけ。2人の委員もおっしゃっていたが、教育長の抱えている仕事の多さ、 休日返上で休みをとることができないという働きからすると報酬審議会の答申には本当 に同意しがたいものがあるが、既に区長、副区長は答申どおり減額ということであるの で、条例の一部を改正するのはいたし方のないという考えに、私も至った。 それでは、ここでまとめたい。議案第7号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第7号については「承認」とする。 議事を終えたので、教育長にご入室いただきたい。

教育長 入室

(7) 議案第8号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

委員長

それでは、次の議案である。議案第8号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見についてである。それでは、この議案について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

委員一同

結構である。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第8号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、議案第8号について「承認」とする。

(6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを 求める陳情〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成25年陳情第9号都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情についてである。この陳情については、追加の署名が提出された。事務局よりお願いする。

事務局

追加の署名を受領したので報告する。追加の署名数である。243名受領したので、 報告する。 以上である。

委員長

この陳情については、事務局よりただいま追加の署名数が報告された。ほかに新たに 報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日はこの陳情 案件を継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、継続とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について 〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する 陳情書 〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書 〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求

める」陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。その他継続審議中の陳情5件については、事務局より、新たに 報告される事項、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日はこれら5 件を「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、5件を「継続」とする。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・ 評価についてである。この協議案件であるが、ただいま教育委員会としての意見をまと め、有識者の方のご意見をいただき、報告書(案)を作成しているところである。した がって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

(1) 教育長報告

区立学校への民間警備員の派遣事業(試行)について 知的障害学級における小中一貫教育推進方策(案)について 平成26年度学校給食費の改定について 学校給食の放射性物質検査結果について 平成26年第一回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について 練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に係るにニーズ調査集計結果について 認可保育所および認証保育所等の整備について 「練馬区成人の日のつどい」の実施結果について その他 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は9件、お願いする。

委員長

それでは、報告の番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。本件、ご質問はあるか。

内藤委員

おそらく、学校からの要請によって配置されると思うが、学校から要請がないときに は、警備員の方々は巡回されないということになるのか。

教育総務課長

これについては学校からの要請がある場合もあるし、不審者情報が出た場合に派遣するのが妥当だと判断すれば、学校と協議し派遣する場合もあると考えているところである。

内藤委員

2か月間の試行ということであり、どのような結果になるか。結果が出てからとなる が、希望としては予算がかかるかもしれないが、抑止力という意味では何かあったとき に回るというよりも、学校を警備してくれる人が1人ずついればよりよいと思う。その ようなことが無理であれば、年間を通して何日ずつというようにローテーションで民間 の警備員の方が巡回してくれるというような形も1つの方法ではないか。状況に応じて 増やしていく、あるいは減らしていくという方法もあると思った。

教育総務課長

確かに学校からしてみれば、各学校に民間警備員を配置すれば、心強いと思うが、や はり億単位の経費がかかってしまうので、今回の試行については、事後的になるが、子 供たちを脅かすような事態が生じたときに対応するということで、今回は事業内容を定 めている。

ただ、今後予防的な観点で、不審者が目撃されれば、その周辺で事件が起きやすいと いうことが考えられるので、そのようなところにも対応していく必要があると考えてい る。今回の試行を踏まえた上で、必要なところに必要なときに派遣するという姿勢で、 今後取り組んでまいりたいと考えている。

委員長

2月から3月まで試行期間ということであるが、またその結果などもご報告いただき、 あわせて地域の方の声も拾っていただけると非常によいと思う。よろしくお願いする。 今後の会議の進め方についてである。申し訳ないが、大分時間が押している。この後、 報告の 番と 番を報告いただき、その他の案件については、次回の定例会で報告させ ていただきたいと思う。用意してくださった方々、申し訳ない。 それでは、報告の 番についてお願いする。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

今、教育企画課長がおっしゃったように、いろいろな難しい面があって小中一貫教育 に当てはめることができなかったというお話だったが、よく考えれば、このように支援 が必要な子こそ、小中の連携、つながり、サポートしていくということが、とても重要 だったということに今さらながら気づいた次第である。今後、知的障害学級だけでなく 情緒障害学級などにも、サポートを広げていけたらよいと思う。

内藤委員

今、安藤委員がおっしゃったように、知的障害学級のお子さんは年齢というより、や はり個人差が能力的に大きいものがあると思うので、9年間を見通すということはより 重要なことであると考えている。そのような意味で、段階表をつくっていく、しかも、 練馬区が統一したものをつくっていくということは大変よいことであると思っている。 それともう1つ。6ページから7ページにかけて、「小学校から中学校へ進学する際の 引き継ぎ体制」ということが掲げられている。これは従来からなされていたことをきち んとまとめていただいたと思う。特別支援教育が平成19年度から本格的に実施される 中でたくさん資料をつくってきたわけだが、それらをきちんと引き継いでいくというこ とも大変大事なことである。きちんとこの文章の中に明示されているということで、漏 れがないという形になっている。大変よいのではないかと思った。

委員長

安藏委員、よろしいか。

安藏委員

特にない。

委員長

今、委員が述べられたとおりだと思う。来月には運営委員会が開かれるということで、 着々と整えられていくと思う。また、報告等、どうぞよろしくお願いする。 案件を少し飛ばしていただき、 番の報告をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

安藏委員

医療助成のことであるが、第三者行為、交通事故ということであるが、それ以外にも あるのか。あくまで交通事故だけか。

子育て支援課長

いわゆる事故にかかわるものと考えていただければよいと思う。交通事故にかかわら ず、そのほかにも事故があるので、そのようなものについて、このような形で取り組ん でくということである。

委員長

ほかにはいかがか。

安藤委員

これは、区民の方にどのような形で周知するのか。私は、このようなことがあるということを知らなかったが、どのように情報を得たらよいか。

子育て支援課長

医療費助成のご案内の中に、このようなときにはご連絡くださいというようなお知ら せを入れていたが、今回条例化するので、さらにわかりやすくご説明したものをお届け したいと考えている。

こども家庭部長

交通事故、第三者からさまざまな事故を受けたときに、病院に行くと、「事故」と言った瞬間に「保険証が使えません」と病院から言われると思う。そのようなときに「練馬区の医療費助成である」と言うと、子育て支援課児童手当係に医療機関から照会がある。 そのとき、保険証を使ってよいか医療機関から確認が来るので、「どうぞ使ってください。 当方の規定に基づいてやる。」と言うと保険証が使えるわけである。毎年1回の周知の中で保護者に通知するとともに、万が一、それをご存じなかった方がいても、医療機関か らの照会でその制度が明らかになるというものである。

委員長

ありがとう。大変よくわかった。

それでは、その他の報告はなしということでよいか。申し訳ないが、報告を何件か残してしまった。次回にお願いしたいと思う。

それでは、以上で第2回教育委員会定例会を終了する。